



(特別利用の制限)

第8条 館長は、次の各号のいずれかに該当するときは、特別利用の許可をしてはならない。

- (1) 特別利用によって博物館資料の保存に悪影響を及ぼすおそれがあると認められるとき。
- (2) 好ましくない用途に供するため特別利用が行われると認められるとき。
- (3) 他の観覧者の観覧に支障があると認められるとき。
- (4) 寄託された博物館資料の特別利用で、寄託者の同意を得ていないとき。
- (5) 著作権がある博物館資料の特別利用で、著作権者の同意を得ていないとき。
- (6) その他館長が特別利用に供することを不適當と認めるとき。

(特別利用の取消し等)

第9条 館長は、特別利用の許可を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、当該許可を取り消し、又は利用を停止させることができる。

- (1) 許可の条件に違反したとき。
- (2) 前条各号のいずれかに該当するに至ったとき。
- (3) その他館長が必要と認めるとき。

※ 審査基準の内容すべてを記載することができないときは、当該審査基準が記載された図書等の縦覧をもって代えることができる。